（保安規定）

第八条　法第二十二条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　［略］

四　［略］

五　加工施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)～(4)　略

(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

六　加工施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの

イ　加工施設の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ　加工施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ　異状があつた場合の措置に関すること（第十三号に掲げるものを除く。）。

ニ　加工施設の操作の安全審査に関すること。

七　管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

八　排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

［九・十　略］

［号を削る。］

十一　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十二　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

十四　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。

十五　［略］

［号を削る。］

（保安規定）

第八条　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　加工施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［同上］

五　［同上］

六　加工施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)～(4)　同上

(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

七　保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

八　管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

［号を加える。］

［九・十　同上］

十一　加工施設の巡視、点検及び検査並びにこれらに伴う処置に関すること。

十二　加工施設の施設定期自主検査に関すること。

十三　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十四　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十五　非常の場合に採るべき処置に関すること。

十六　初期消火活動のための体制の整備に関すること。

十七　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

十八　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

［号を加える。］

十九　［同上］

二十　加工施設の定期的な評価に関すること。